

東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画について

基本目標II-重点目標3、4を中心とする計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づいた推進計画に位置づけています。

東根市DV防止基本計画について

基本目標IV-重点目標7を中心とする計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置付けます。

計画における数値目標について

基本目標	指標項目	前計画時	現状値 R3年度	目標値 R8年度
II 誰もが能力を十分に発揮し働ける社会環境づくり (女性活躍推進法推進計画)	やまがたイクボス同盟へ加盟した団体数	—	(R3) 14 社	20社
	市内企業における男性の育児休業取得率	3.1%	(R3) 17.3%	30%
	市男性職員の育児休業取得率	—	0%	30%
	コワーキングスペース利用者数	—	(R2) 1,924 人	2,000人
	保育所等利用待機児童数	—	0 人	0人
III 誰もが活躍できる地域社会づくり	審議会等における女性の登用率	24.9%	25.2%	40%
	市行政における女性の役付職員(係長以上)登用率 <small>※一般行政職</small>	22.8%	(R3) 23.7%	35%
	女性認定農業者の人数	16人	10 人	18人
	女性新規就農者の人数	—	3 人	5人
	防災会議における女性委員の構成比率	—	9.10%	15%
	女性消防団員の人数	—	5 人	8人
IV 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	女性(20歳以上)の子宮がん健診の受診率	—	(R2) 31.9%	50%
	女性(40歳以上)の乳がん健診の受診率	—	(R2) 37.9%	50%

東根市総務部総合政策課地域振興・交流係

〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号
TEL:0237-42-1111(内線3120) FAX:0237-43-2413 E-mail:sougou@city.higashine.yamagata.jp

「第4次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランIV～」の全文は、市のホームページからご覧いただけます。
(<http://www.city.higashine.yamagata.jp>)

第4次 東根市 男女共同参画社会推進計画 ～東根市ABCプランIV～

東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画
東根市DV防止基本計画

概要版



少子高齢化の急速な進行、家族形態、女性の就業率の高まりやライフスタイルの変化など私たちを取り巻く環境が大きく変わってきています。

東根市では、こうした社会情勢の大きな変化に対応するため、令和4年3月に「第4次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランIV～」を策定しました。この計画は市民や事業者の皆さんと行政が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組む指針となるものです。

概要版では、今回の策定により、特に力を入れていく3つの重点項目について紹介します。計画の推進には市民一人ひとりの主体的な取り組みが必要となりますので、これからも市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

現在の課題に対応するため、次の3つの項目を重視します

重点項目 1 お互いに認め合い、共に助け合い、自分らしく生きる社会の実現へ

男女共同参画社会への意識改革を進め、教育や広報媒体を通して、男女共同参画・多様性への正しい理解と認識を深める機会の拡充を図ります。



重点項目 2 自分の意志で、希望する働き方で輝く豊かな人生

男性の家庭への参画を推進し、男女がともに働きやすく、個人の能力が最大限に発揮されるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)がとれた環境整備を進め、各種休暇の取得と多様で柔軟な働き方を推進します。



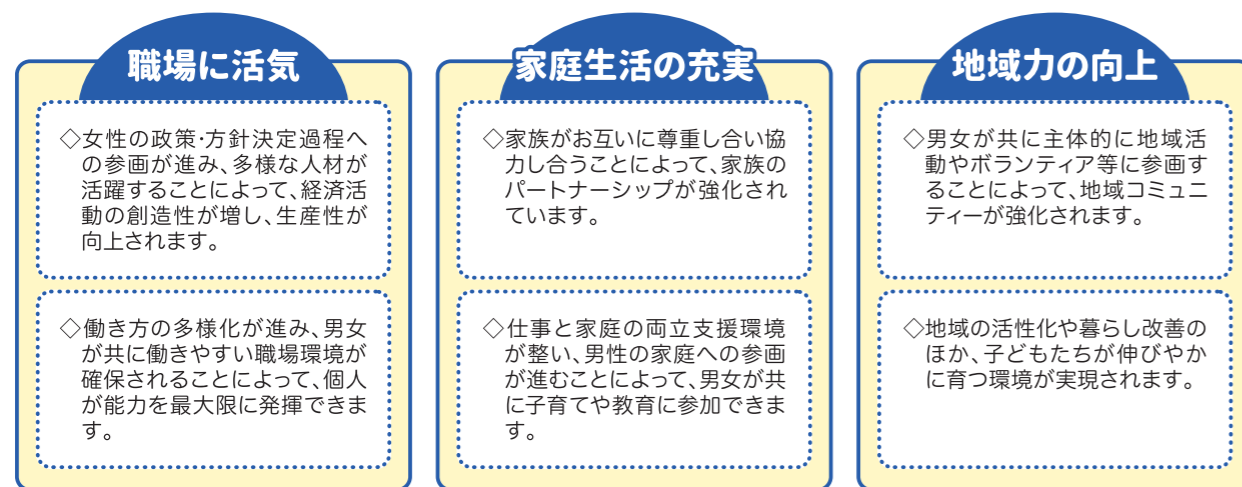
重点項目 3 みんなで責任を分かち合う持続可能な社会へ

将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。



目指す男女共同参画社会のすがた(イメージ)

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

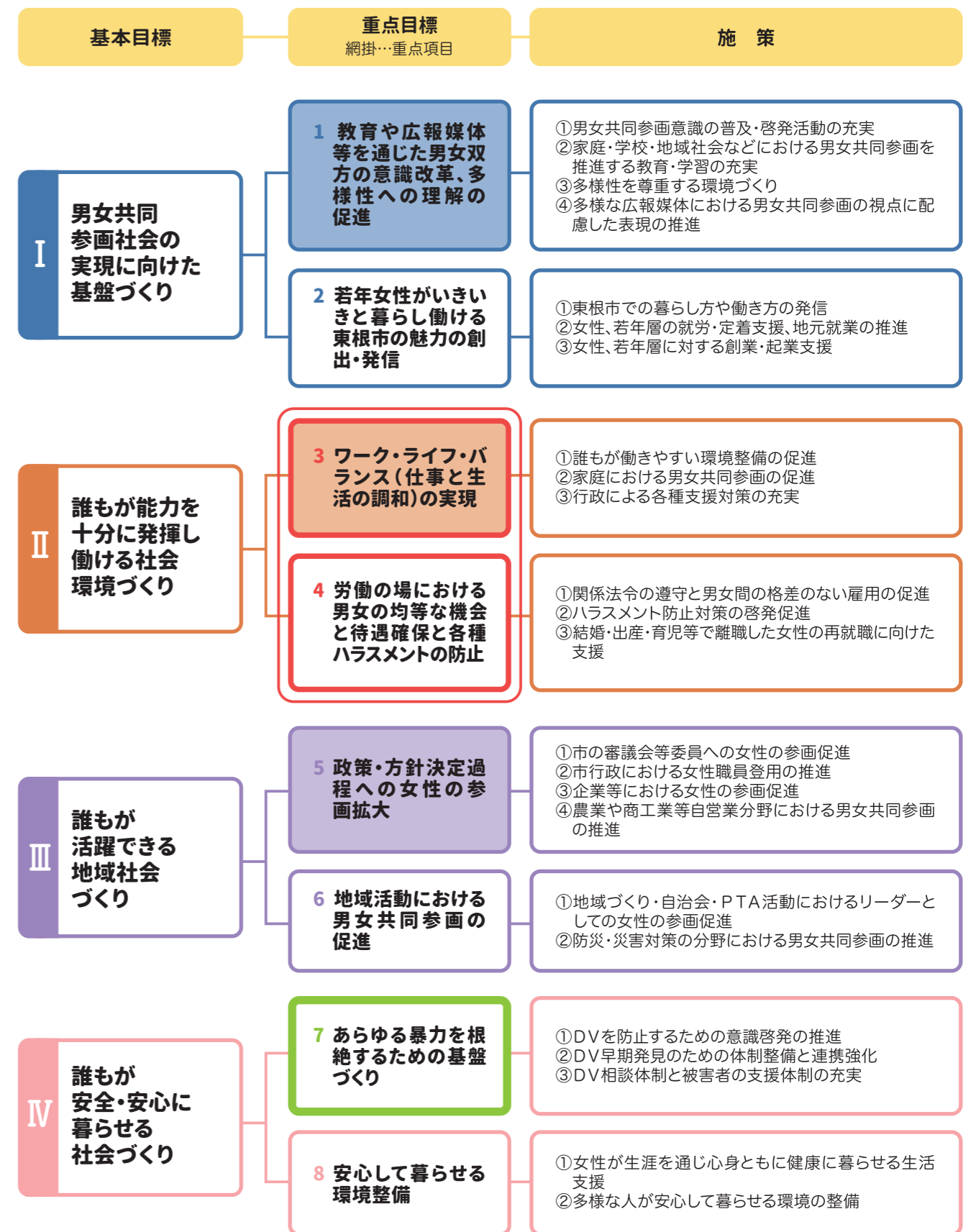


一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現



第4次東根市男女共同参画社会推進計画における施策の体系図



□ ※重点目標3、4は「女性活躍推進法」の推進計画

□ ※重点目標7は「DV防止法」の基本計画